

# 熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則 (ばい煙発生施設(ボイラー))の改正について

令和4年(2022年)7月  
熊本県環境生活部環境局環境保全課

## 1 ばい煙発生施設(ボイラー)とは

大気汚染の原因となるばい煙(いおう酸化物、ばいじん等)を排出するものとして、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号。以下「法」という。)及び熊本県生活環境の保全等に関する条例(昭和44年熊本県条例第23号。以下「条例」という。)で定められたボイラー、乾燥炉、廃棄物焼却炉等をばい煙発生施設という。

ボイラーは、ばい煙発生施設の中で最も数が多く、一般に燃料の燃焼熱を水に伝えて蒸気を発生させる装置のことである。

## 2 ばい煙の規制について

法及び条例は、大気汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること等を目的とし、工場及び事業場における事業活動に伴うばい煙等を規制している。

法及び条例の規制対象となるばい煙発生施設は、設置等届出義務、排出基準遵守義務等の規定が適用される。

法によるボイラー規制の規模要件は、当初、排出ガス量と正の相関があるため、伝熱面積による規制が行われていた。

しかし、昭和60年(1985年)に規模要件の見直しが行われ、ボイラーの規模を示す指標として排出ガス量と一定の比例関係のある燃料の燃焼能力による規制が追加された。

## 3 大気汚染防止法施行令(昭和43年政令第329号)の改正(R4年(2022年)10月1日)

### ① 改正の趣旨

令和2年(2020年)11月に内閣府に設置された「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」による規制の点検を受け、産業界から、ボイラーについてはバイオマスを燃料とした場合に他の燃料と同出力であるにもかかわらず、伝熱面積の要件により規制対象となりやすく公平でないこと等から、燃焼能力のみによる規制にすべきとの要望が出された。

これを受け、環境省において「ばい煙発生施設影響評価検討会」を設置し、ボイラーに係る規模要件について検討した結果、ボイラー規模要件は排出ガス量との相関がより高い燃焼能力のみにより規制を行い、伝熱面積の要件は無くすべきとする結論が得られた。

② 改正の内容

ボイラーに係る規模要件から伝熱面積を削除し、燃料の燃焼能力を規模要件とする法施行令の改正が行われる。

4 熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則の改正について

法施行令の改正を受け、熊本県所管のボイラーについて届出情報を整理したところ、伝熱面積よりも燃焼能力の方が排出ガス量との間に高い相関関係を示していることが確認された（図1及び図2のとおり）。

したがって、法施行令改正と同様に県条例施行規則においても、伝熱面積による規模要件を削除し、燃焼能力による規模要件を設定することが適切と判断される。

ただし、熊本県内における大気環境の状況が、環境基準を達成している項目がある一方で、微小粒子状物質や光化学オキシダント等で環境基準を達成していない地点が見られることから、今後も当県内の大気環境を維持し、県民の生活環境を保全するために、ボイラーについて県独自の規制を継続する必要があると考えられる。

そのため、現行要件である「伝熱面積5㎡以上10㎡未満」と同程度の燃焼能力は、伝熱面積と燃焼能力の関係から、「燃焼能力1時間当たり25リットル以上、50リットル未満」となることから、当該要件を条例によるボイラー規制に係る新しい規模要件とするよう規則を改正する（R4.10.1.施行予定）。

[ボイラー規模要件の条例規則改正案]

	現行	新
条例施行規則 別表第1 第1号	伝熱面積（日本産業規格（以下「規格」という。）B8201及びB8203の伝熱面積の項で定めるところによる。）が5平方メートル以上10平方メートル未満であること。（バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上のものを除く。）	<p>（案）燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり25リットル以上50リットル未満であること。 （R4.10.1.施行予定）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">今回の条例規則改正案</div>
（参考） 法施行令	環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積（以下単に「伝熱面積」という。）が10平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。（R4.10.1.施行）

熊本県所管ボイラーにおける伝熱面積、燃焼能力と排出ガス量の関係

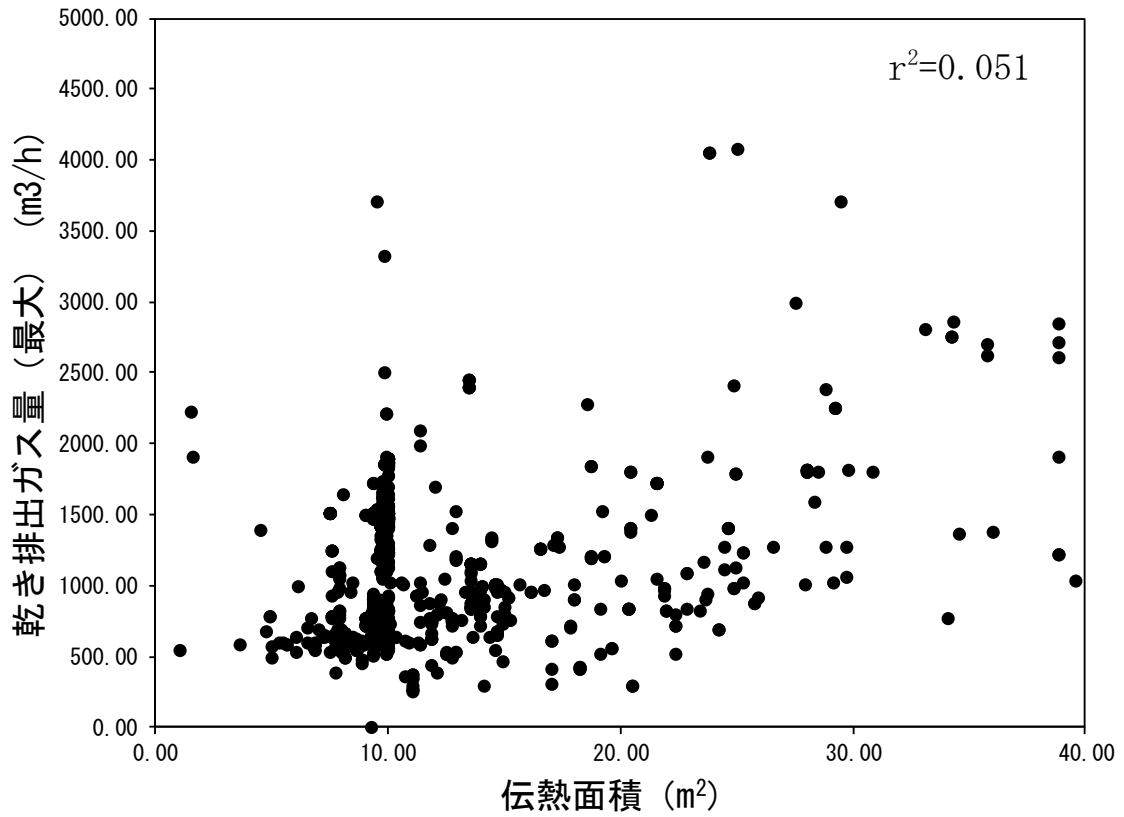


図1 伝熱面積と排出ガス量の関係

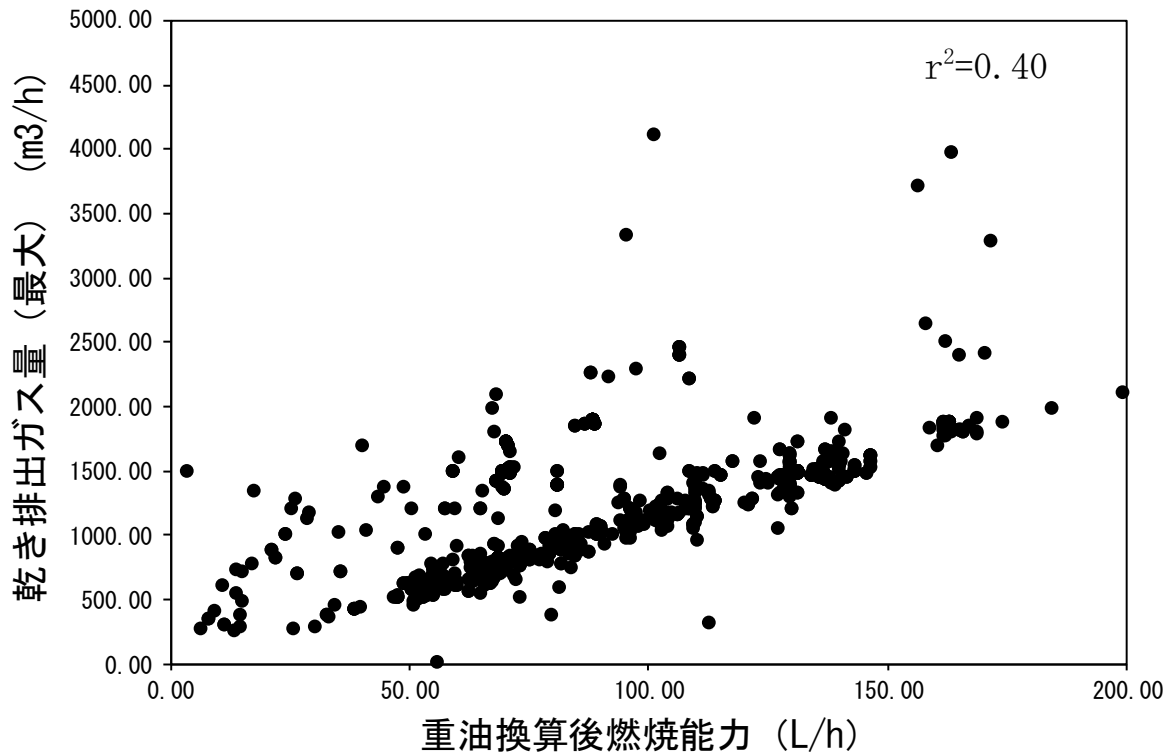


図2 燃焼能力と排出ガス量の関係